

令和6年度大阪・関西万博機運醸成事業業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和6年度大阪・関西万博機運醸成事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

大阪・関西万博（以下「万博」という。）の成功に向けて、大阪府・大阪市では、（公社）2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）や経済界等とも連携し、博覧会協会機運醸成委員会で策定した「機運醸成行動計画」に基づき、府内外をターゲットに、来場意向度の向上につながるよう機運醸成の取組みを行っている。

しかしながら、昨年12月に府市が実施したアンケートでは、万博の認知度は上昇しているが、来場意向度は減少しており、今後、どのように万博へ興味を持ってもらい、来場へとつなげていくかが喫緊の課題となっている。とりわけ、若年層の万博に対する理解や来場意向度を高めていくことが課題である。

そこで、万博の成功に向けて万博への理解促進や期待感を高めるため、開催意義や効果をはじめ、パビリオンの建設状況や展示内容、会場で展開される催事のプログラムなどの具体的な情報を広く発信するとともに、博覧会協会・経済界と連携した万博PRや、行政ネットワークを活用した取組み、SNS等の活用など多様なターゲットに応じた広報を強めていく必要がある。

本事業は、各種イベントでの万博PRや各種媒体での広報など、様々な業務で構成しているが、「万博会場でどのような体験ができるかをいかに発信するか」という視点から、各業務を一体的かつ効果的に展開することにより、万博の来場意向度を向上させるため実施するものである。

(2) 業務内容

具体的内容については別紙1「令和6年度大阪・関西万博機運醸成事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 423,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 各年度の支払金額の上限は下記のとおりとする。

令和6年度：373,000 千円

令和7年度：50,000 千円

(4) 契約期間

契約締結の日から令和7年5月31日

※本委託業務は令和6年度及び令和7年度の「大阪府一般会計予算」及び「大阪市一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付きの委託業務であり、予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しない。

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市

は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、本市の検査を経て受注者の請求に基づき支払う。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金

大阪市契約規則第 37 条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の 100 分の 5）の支払いが必要となる。ただし、「大阪市契約規則」第 37 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するときは、契約保証金を免除する。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (7) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (8) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記（1）から（7）の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
 - ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ウ 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和6年2月14日(水)
・ 質問受付締切	令和6年2月21日(水)
・ 質問に対する回答	令和6年2月27日(火) 予定
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和6年3月4日(月)
・ 参加資格決定通知	令和6年3月8日(金) 予定
・ 企画提案書の提出期限	令和6年3月14日(木)
・ プレゼンテーション審査	令和6年3月下旬頃
・ 選定結果通知	令和6年3月下旬頃
・ 契約締結・事業開始	令和6年4月1日(月)
・ 事業完了	令和7年5月31日(金)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付期間

公募開始日から令和6年2月21日(水)午後5時30分まで(必着)

イ 提出方法

質問書(様式1)に記載し、下記9(1)の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送、FAX、Eメールによる申込を可とするが、送付後は電話確認を行うこと。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「【質問:令和6年度 大阪・関西万博機運醸成事業業務委託】」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和6年2月27日(火)(予定)に万博推進局ホームページにて行う。

(2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式2-1)

(イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)

(ウ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式は任意)

(エ) 使用印鑑届(様式5)

(オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:原本】

(カ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】

(キ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)

(ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】

(ケ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)

※ (キ) 及び (ク) は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※ (エ) ～ (ケ) は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式2-1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

(ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式2-2）

(イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3）

(ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式4）

(エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式は任意）

(オ) 使用印鑑届（様式5） ※代表構成員のみ

(カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ

(キ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

(ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

(コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

(サ) 共同事業体協定書（写し）

※ (ウ) 及び (エ)、(キ) ～ (コ) は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※ (ク) 及び (ケ) は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※ (オ) ～ (コ) は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3に承認番号を記載すること）。

イ 提出期限

令和6年3月4日（月）午後5時30分まで（必着）

ウ 提出方法

提出期限までに下記9（2）の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、令和6年3月8日（金）（予定）、様式2-1又は様式2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書（単独法人等用）（様式6-1）又は公募型プロポーザル企画提案書（共同事業体用）（様式6-2）

(イ) 業務提案書

- ・様式は自由とし、A4判両面とし、図等の使用も可とする。
- ・仕様書に定める事項について具体的に記載すること。
業務実施体制についても必ず提案に含めること。
- ・用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。

(ウ) PRツール（チラシ・フリーペーパー）案

- ・博覧会協会等から発表されている情報を取りまとめ、PRツール（例：チラシ・フリー

- ペーパー) のデザイン案を1点提案すること。
- ・様式は自由とするが、本業務で使用する場合は想定して作成すること。
- (エ) 業務実績調書(様式7) ※実績がない場合は提出不要
- ・参加者が共同事業体の場合、構成員となるすべての事業者について提出すること。
- (オ) 経費内訳書及び積算根拠(様式8)

イ 提出部数

正本：1部(記名・代表者印を押印したもの)

副本：11部及びPDFデータを記録したDVD等1枚

※提出資料(ア)から(オ)を順番に並べ、通しページ番号を付け、1部ごとにクリップ止めをすること。

※副本には記名・押印せず、事業者を特定できる箇所(事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

※DVD等の提出については、ウイルスチェックを行うこと。

ウ 提出期限

(2) エの参加資格審査結果通知(合格)を受け取った日から令和6年3月14日(木)午後5時30分まで(必着)

エ 提出方法

提出期限までに下記9(2)の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

選定については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者が受注予定者を決定する。

有識者会議では、プレゼンテーション審査を行う。なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

また、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(1) プレゼンテーション審査

ア 実施日(予定)

令和6年3月下旬頃

イ 実施場所(予定)

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号ATCビル0's(オズ)棟北館4階
大阪府市万博推進局 会議室 ※大阪市内の他の会場に変更の可能性がある。

ウ 内容・方法等

- ・6(3)アの提出資料を使用し、企画提案(実施方針等)について口頭にて説明(プレゼンテーション)を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- ・1者あたり30分程度(うち説明約15分以内、質疑応答含む)とする。
※企画提案者数により、説明時間等を変更する場合もある。
- ・参加者は1者あたり4名以内とする。なお、共同事業体の場合も同様とする。
- ・プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。
- ・プレゼンテーション審査の実施日時・場所など詳細については、別途通知する。

(2) 選定基準・方法

評価項目		評価内容	配点
事業目的及び事業内容の理解度		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的等を十分に理解し、その実現に資する推進方針や創意工夫等が本事業の各業務に盛り込まれているか。 ・本事業の各業務において、万博会場の整備状況やパビリオンの外観・コンセプト・展示内容、実証・実装される最先端の技術やサービス、各主体が実施する催事など、博覧会協会等が発表する万博の最新情報を活用した具体的かつ実現可能な提案がされているか。 	15点
業務実施体制等		<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的や大阪府・大阪市の役割を理解したうえで発注者と協議を行い業務全体をコーディネートすることができる実施責任者や、本事業を効果的・効率的に行うことができる専門的知識や実行力、企画力等を有する担当者が適切に配置されているか。 ・万博会場の整備状況やパビリオンの外観・コンセプト・展示内容、実証・実装される最先端の技術やサービス、各主体が実施する催事など、博覧会協会等が発表する万博の最新情報を継続的に収集・活用でき、発注者の指示に基づき随時柔軟に対応できる体制となっているか。 	15点
企画内容	全体事業計画の企画・立案	<ul style="list-style-type: none"> ・万博の来場意向度の向上に向け、機運醸成行動計画やPR重点期を考慮するとともに、本事業の各業務を相互に連携させた効果的な全体事業計画となっているか。 	5点
	イベント情報の収集等	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの情報収集にあたり、効率的かつ実行力あるリサーチ手法及びデータベース構築手法が提案されているか。 ・戦略的かつ効果的なイベントでの万博PR計画が提案されているか。 	10点
	情報収集したイベント等での万博PR	<ul style="list-style-type: none"> ・各イベントで実施する効果的な万博PR手法について、万博の来場意向度の向上につながる具体的かつ実現可能な内容が提案されているか。 	
	PRツールの企画・作成・管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項6—(3)—ア—(ウ)に記載するチラシ・フリーペーパーのデザイン案が、万博の最新情報を活用し、万博会場でどのような体験ができるかを発信することで、万博の来場意向度の向上につながるPR効果の高い内容となっているか。 ・PRツールの効率的な在庫管理及び貸出・提供等を行うための手法が提案されているか。 	10点

企画内容	万博 PR 企画の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・PR 重点期にふさわしい万博の魅力や期待感を発信できる企画内容が提案されているか。 ・パビリオンの外観・コンセプトや展示内容、実証・実装される最先端の技術やサービス、各主体が実施する催事等、万博会場でどのような体験ができるかを発信することで、万博の来場意向度の向上につながる提案となっているか。 ・テレビ、新聞、雑誌等のメディアによって広く取り上げられるなど、全国的な来場意向度の向上につながる効果が高い手法が提案されているか。 ・若年層にも万博に対する理解や来場意向度を高めることが期待できる企画内容が提案されているか。 	20 点
	各種広報媒体での万博 PR	<ul style="list-style-type: none"> ・万博会場の整備状況やパビリオンの外観・コンセプト・展示内容、実証・実装される最先端の技術やサービス、各主体が実施する催事など、博覧会協会等が発表する万博の最新情報を随時収集し、効果的に活用して発信するための適切な実施体制が提案されているか。 ・万博の来場意向度の向上につながる内容を、若年層をはじめ様々なターゲットに応じて効果的に情報発信するための手法が提案されているか。 	15 点
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似または同様の業務に関する豊富な受注実績や優秀な業務実績等を有しているか。 	5 点	
業務経費	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経費見積額の積算内容は、提案業務内容に対して妥当か。 	5 点	
合計（委員 1 名あたり）			100 点

ア 上記の評価基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が 2 者以上（同点）の場合

- ・「企画内容」の項目の合計得点が高い者を受注予定者とする。
- ・前号における項目の合計得点と同じ場合は、「業務実施体制等」の項目の得点が高い者を受注予定者とする。
- ・前号における項目の得点も同じ場合は、業務経費見積額が低い者を受注予定者とする。

ウ 合計点が最も高い提案者の評価において、一委員でも評価点が 100 点満点中 60 点未満もしくは 1 項目でも 0 点があった場合には、受注予定者として選定しない場合がある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。

ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

- エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合。
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 見積書に記載の額、2（3）の契約上限額を超えているもの。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、全ての参加者に対し、令和6年3月下旬（予定）に様式2-1又は様式2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、万博推進局ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」及び「大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例及び大阪府情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合は、この限りではない。
- カ 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- キ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ク 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、100点満点中60点未満もしくは1項目でも0点があった者を除く場合がある。

9 提出先、問合せ先

受付については、午前9時から午後5時30分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時を除く。

(1) 「6（1）質問の受付」に関することについて

担 当：大阪府・大阪市万博推進局総務企画部総務課（調達）

住 所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目 1-10 ATC ビル O's 棟北館 4 階

電 話：06-6690-7801 F A X：06-6690-7805

Eメール：banpaku-keiyaku@city.osaka.lg.jp

(2) 上記以外について

担 当：大阪府・大阪市万博推進局機運醸成部推進課

住 所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目 1-10 ATC ビル O's 棟北館 4 階

電 話：06-6690-7641